

平成17年（行ツ）第177号

平成17年（行ヒ）第191号

決 定

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成15年（行コ）第275号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成17年2月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

主文上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年11月30日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	全日本金属情報機器労働組合
上告人兼申立人	全日本金属情報機器労働組合 東京地方本部
上告人兼申立人	全日本金属情報機器労働組合 日本アイビーエム支部
披上告人兼相手方	東京都労働委員会
同 参 加 人	日本アイ・ビー・エム株式会社